年となることを始めとして多少の差を異にする。されど全体に渡りて生の金額の逓増を図ることは経済力に伴ふて当然なる考へである。

三、最低賃銀二圓五十錢を支給すること。

最低賃銀は所謂生活費と為すべき基礎同業者間で行ひ得て信ずる処であるが高価では此の点でも多類なる処かものと考へるべき筈である。初給者の給料は当然であるから此の点について考慮を充ふべきである。

四、日曜以外の一切の休業日には日給金額を支給すること。（半額以上も含む）

現在の処日曜以外の休日は元旦祭紀元節、天長節、明治節と暑中休業の数日である。右の休業日は長年として当然に休業して接待所に記載されたものであるから此の休日には賃金給料額の半分を支給することとし絶対日曜以外の休日には勤務に対して給料を支給する考へである。

五、十四日時日に勘定を工場ふること（但し右は日曜の場合は一日繰り上げること）

要求通り取扱ふことにしたし。

六、工場の設備を完全に一切の配給品、公平に分配すること。

工場の設備に付ては遺憾の点少なからず手落ちなく速かに完備する考へである。但し給料に仲の要求に応ずること、する。又配給品は生の接客を定め現給者の説明を聞きにして為るも不公平の分配を為すが如きことなきを期する。

七、臨時休業手當並に残業手當を五割支給すること

現在の歩増給は最近に決定し目下の処は当分なるものと信じて居る。然し結婚の増進に伴ふ多額となることは言ふまでもない。

八、職長を全後業員の公選にすること。

目下調査中の待遇方法の実施と同時に職長の制を廃止することにする。

九、公傷手當を保険以外に四割支給すること。

或る工場の規程では給料の六割を支給するも高でありことは為念の為に明白なる所である。当方では考慮する必要があるので法定額よりは増額支給することにする。

十、健康保険料を以に傷害手當を会社に於て立替へること。

要求に応じ立替へることにするも考へらるる。

十一、年二回の定期昇給制を制定すること。（金五銭以上）

當局の現状は多論現在の一般事業の状態に照しても遺憾に決定し難き事である。将来に於ては考究すべき事と思ふ。

十二、皆勤手當を増額すること。

現在の処法以外に更に特別賞與の制を定め優秀なる勤務者に酬ゆること。

十三、退職手當制度を制定すること。

其の前半の待遇方法で退職手當制度を定めること、する。

要求に対しては大体右要旨の通りであるから願くば自分の意のある所を諒解せられ人ことを。切言する。敢て他意あるにあらず全く諸子の協力の下に斯業の確定進展を図るの外はない。

昭和六年三月十七日